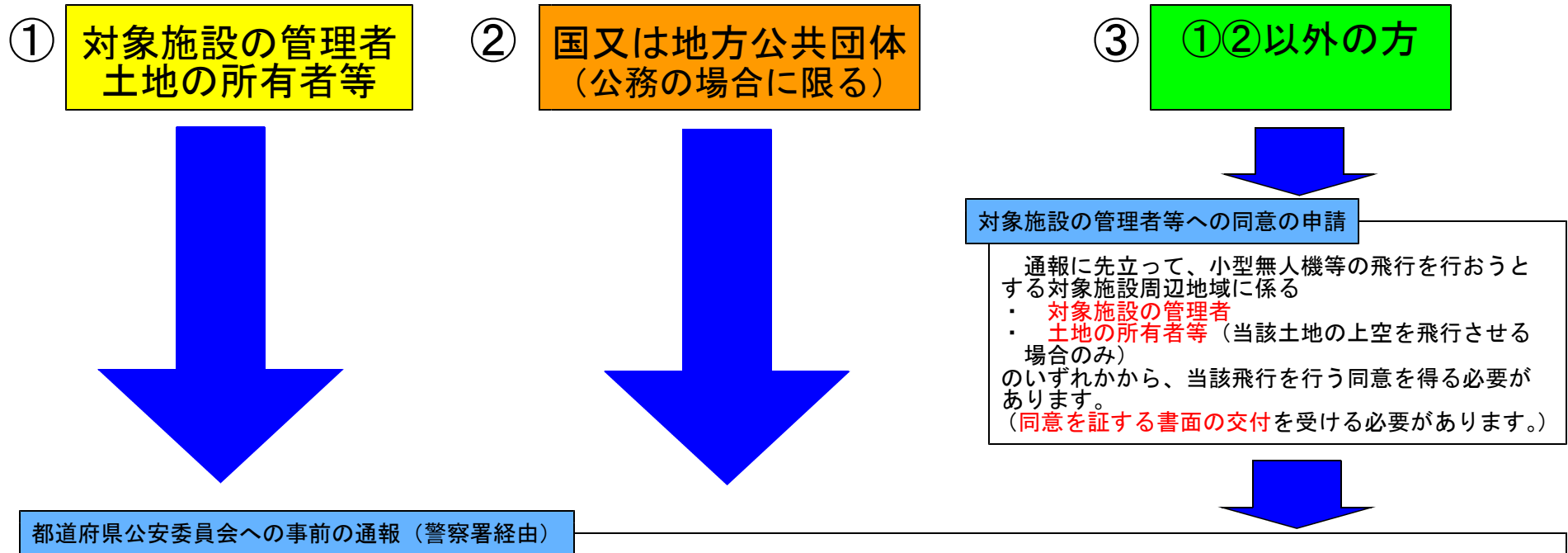


# 対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続



- ・ 小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。
- ・ この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りる。

また、これに加えて、

- ②の場合…小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。
- ③の場合…対象施設の管理者等から交付された同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。

- ※ 対象防衛関係施設及びその敷地又は区域の上空で小型無人機等の飛行を行おうとするときは、①②③いずれの方も、通報に先立って対象防衛関係施設の管理者から、当該飛行を行う同意を得る必要があります。(同意を証する書面の交付を受ける必要があります。)
- ※ 災害その他やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「①②以外の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。
- ※ 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。

## 対象施設周辺地域で小型無人機等の飛行を行う場合の手続きについて

### ○ 通報の方法

#### 1 対象施設の管理者、土地の所有者及び占有者

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

なお、土地の所有者及び占有者については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

#### 2 国又は地方公共団体

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

また、小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。

#### 3 その他の方

警察署への通報に先立ち、小型無人機等の飛行に係る対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者から、当該飛行に係る同意を書面により得る必要があります。

同意を得るための方法、連絡先等については、各対象施設のホームページ等を参照してください。

この同意を得た後、小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書及び管理者等の同意を証明する書面の写しを提出してください。

この際、警察署において実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

なお、土地の所有者及び占有者から同意を得た場合については、小型無人機等の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

○ 諸注意

- ・ 小型無人機等の飛行を行う場所が複数の対象施設及び対象施設周辺地域係る場合には、その全ての対象施設から同意を得る必要があります。
- ・ 「災害その他緊急やむを得ない場合」に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「3 その他の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。
- ・ 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。